

地震！この建物大丈夫？ 被災建築物応急危険度判定



被災建築物応急危険度判定とは…

地震により被災した建物が、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険をおよぼす恐れがあります。そのため、被災後すぐに、地方公共団体により、応急危険度判定士が被災建物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定することをいいます。この調査は無料です。また罹災証明のための被害調査ではありません。



(赤紙)この建物に立ち入ることは危険です



(黄紙)この建物に立ち入る場合は十分に注意して



(緑紙)この建物は使用可能です

応急危険度判定士とは…

応急危険度判定士は、都道府県知事が認めた建築技術者で、ヘルメットシール、腕章等で明示され、身分を証明する判定士登録証等を常時携帯しています。



調査結果の表示は…

応急危険度判定による調査結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の三種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示します。

判定結果に対する問い合わせ先は、判定ステッカーに記入されています。

お問い合わせ先

被災宅地危険度判定士による危険度判定調査の概要

- ① 地震等発生後速やかに、被災した宅地において目視、簡便な計測を実施します。
- ② 切土・盛土により造成された宅地地盤、人工斜面、擁壁、排水施設のほか、周囲の自然斜面（例、裏山、がけ）などを対象に被災状況を調査します。
- ③ 危険度判定は、あらかじめ定めている「危険度判定基準」に基づき、変状項目（クラック、水平移動、傾斜、崩壊など）ごとに、被害程度に応じた点数をつけ、最大値により、危険度大、中、小の評価区分に分類します。
 - 大（危険）：変状等が特に顕著で危険なため、立入禁止措置が必要です。
 - 中（要注意）：変状等が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間や人数を制限するなど十分な注意が必要です。あわせて、変状が進行することになれば、避難も必要となります。
 - 小（調査済）：変状等が見られるが、当面は防災上の問題はないと考えられます。

- ④ 調査した宅地の判定結果に基づき、被害程度に応じステッカー（赤色：危険、黄色：要注意、青色：調査済）を現地の見やすい場所に貼ります。これは当該宅地の所有者ばかりでなく近隣の住民、付近を通行する歩行者などにも注意を呼びかけるためです。



赤色「危険宅地」

この宅地に入るとは危険です。



黄色「要注意宅地」

この宅地に入る場合は十分注意してください。



青色「調査済宅地」

この宅地の被害程度は小さいと考えられます。

※ 本判定結果は、あくまで被災後速やかに実施される暫定的な調査であるため、被災者支援策の判断材料の一つとして用いられる「り災証明」とは関係ありません。

宅地被害の参考事例

地震や大雨などにより、どのように宅地又は宅地を保護している擁壁は被害を受けるでしょうか。被害事例を紹介します。

① 宅地地盤の亀裂



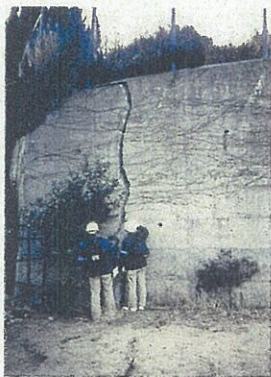
宅地地盤に円弧状にひび割れが生じています。擁壁が転倒する可能性があるため、擁壁の状態を確認する必要があります。

② 練積造擁壁の亀裂



斜めのクラック（≒ひび割れ）が、縦横や両方の要因により、ブロックの目に沿って生じています。

③ コンクリート系擁壁の亀裂



宅地地盤性能や擁壁断面などに問題がある箇所が、大きな地震力を受けたため、クラック（≒ひび割れ）が生じたと考えられます。

④ 擁壁隅部の亀裂



隅部は、お互いに擁壁が交わる箇所での引っ張りあいにより、被害が生じること多く、鉄筋等により適切な補強が必要です。

⑤ 電柱が立っている擁壁の崩壊



電柱等の異物が入っている場合、揺れ方が異なるため崩壊の原因となります。

⑥ 上部に建物がある擁壁の破壊



空石積擁壁直上に建物がある場合の例です。建物に被害を受けなくても、擁壁の破壊により危険な状態になることがあります。